

平成29年版

環境の
概要
環境
保全編

厚木市 環境農政部

目次

平成 29 年版 環境の概要
【環境保全編】

1 ごみ処理

1	ごみ処理	2
2	年度別ごみ処理等の実績	4
	(1) ごみの処理量	
	(2) 組成別可燃ごみの割合	
	(3) 動物の死体処理件数	
	(4) 不燃ごみの中からの資源化量の比較	
3	ごみの減量化及び資源化対策	6
	(1) 資源回収事業の概要	7
	ア 資源物回収事業	
	イ せん定枝等資源回収事業	
	ウ 廃食用油回収事業	
	エ インクカートリッジ回収事業	
	オ 小型家電回収事業	
	カ 事業別資源回収実績	
	キ 平成 28 年度資源回収 品目別回収量及び比率	
	ク ごみ減量化・資源化推進交付金	
	(2) ごみ減量化・資源化事業の概要	9
	ア ごみ減量化・資源化推進啓発活動	
	イ ごみの展開検査	
	ウ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び食品残渣の減量化に係る啓発活動	
	エ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布	
	(3) 啓発事業の概要	13
	ア 3R推進月間	
	イ リサイクル体験学習	
	ウ 夏休み親子リサイクル施設見学会	
	エ リサイクル施設見学会	
	オ ごみ減量リサイクル標語・ポスター	
	カ ごみ減量化・資源化講習会	
	キ 市民ふれあいマーケット(後援事業)	
4	ごみの不法投棄対策	16
	(1) 不法投棄物処理量	
	(2) 平成 28 年度不法投棄物の種類別処理量及び比率	
	(3) 職員による不法投棄パトロール	
	(4) 不法投棄監視カメラの設置	
5	事業系一般廃棄物(事業ごみ)の適正処理	17
	(1) 事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導	
	(2) 多量排出事業所の指導	

6 一般廃棄物処理業	18
(1) 新規及び更新許可申請の受理及び審査	
(2) 一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査	

2 し尿処理

1 し尿処理	20
(1) し尿処理経過	
(2) し尿処理の現状と今後の予測	
2 し尿処理の実績	21
(1) し尿及び浄化槽汚泥処分量	
(2) 型式別浄化槽清掃基数	
3 年度別し尿処理手数料の実績	21
し尿処理手数料納付区分別件数	

3 環境衛生

1 環境衛生対策事業	23
(1) スズメバチ対策	
(2) 苦情相談処理件数	
2 環境美化推進事業	23
(1) 『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーン	
(2) 厚木市環境保全指導員連絡協議会	
(3) 美化清掃実施結果	
ア 丹沢・大山クリーンキャンペーン	
イ 地域美化清掃ごみ収集運搬業務	
ウ 年末美化清掃(市内全域美化)	
3 里地里山保全促進事業	26
里地里山マルチライブプラン事業	
4 落書き等防止対策事業	26
原材料支給状況	
5 動物保護対策事業	27
(1) 犬対策	
(2) 猫対策	
6 環境基本計画推進事業	28
(1) 環境市民学習講座の開催	
(2) あつぎ環境写真展の開催	
(3) 環境基本計画推進情報誌の発行	
7 環境関連表彰式	29

1 ごみ 処理

1 ごみ処理

1 ごみ処理

ごみ処理経過

本市のごみ処理は、戦前に始まり、当初は旅館や飲食店などの限られた事業所を請負業者が荷車で回り、耕作地に埋め立て処分するというものでした。

戦後、厚木町役場において荷車を購入し、市街地を対象に各戸収集が開始されその後、ごみ量の増加に伴い、昭和28年には自動三輪車による収集を開始し、厚木町による全面的な収集体制に入りました。

昭和29年には、厚木町営塵介焼却場（現松枝）が建設され、自動三輪車両も整備され、処理体制が一応確立されました。

昭和30年には、市制施行に伴い清掃法並びに厚木市清掃条例の施行により、ごみ処理手数料の徴収を開始し、昭和38年の市清掃条例の改正により、一般家庭に対しては、処理手数料が無料となりました。

昭和39年からは、それまで行っていた各戸収集を改め、ステーション方式による収集を行い、収集体制の合理化を図りました。

昭和41年、施設の老朽化により市営松枝焼却場を閉鎖し、ごみの完全衛生処理に向けた第一歩として上古沢地区に新工場を建設し、更に、昭和43年に焼却炉の増設を図り、焼却を始めました。

昭和46年には、収集職員の増員と車両の拡充を確保するとともに清掃事業所を新設し、処理体制の充実を図りました。

昭和49年には、都市化が進むにつれ、現在の焼却施設での対応困難を極め、環境美化の面からも将来を見越し、新たに本格的な全連式ストロカ炉2基を建設し、焼却を始めました。これに伴い、ごみ収集体制も「混合収集」から「分別収集」へと移行しました。

昭和52年から「ごみ減量化と資源の再利用運動」を展開するとともに昭和56年から57年にかけて環境整備事業所を建設し、都市化の進展と増大するごみに対応する本格的処理体制を整えました。



厚木市環境センター



厚木市資源化センター
(しげん再生館)

昭和59年に「厚木市環境センター」の建設に着手し、昭和62年から全連式流動床焼却炉3基によるごみ処理を稼働しました。

平成5年10月1日からは、前年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、条例、規則を全面改正し、廃棄物の排出抑制、減量及び粗大ごみの有料化並びに昭和56年以来12年ぶりに事業系ごみの処理手数料の改正を実施しました。

また、平成8年1月1日からは、ごみの分別を更に徹底するため、ごみの排出容器を中身の見える袋にしました。

平成9年12月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、ダイオキシン対策工事を平成11年1月から3箇年継続事業として実施し、平成13年3月に3炉全て改修工事が終了しました。

平成10年から、ごみの減量化とリサイクルを目的とした「厚木市資源化センター」の建設に

着手し、平成 12 年から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に適合した、びん、缶及びペットボトルの選別、減容、貯留施設の稼働を開始しました。

平成 13 年 8 月から、ごみ集積所までごみの持ち出しができないひとり暮らしの高齢者、障害者世帯等を対象に「もえるごみ」、「もえないごみ」を市職員が玄関先等から直接収集し、併せて安否等の確認を行う「愛の一声ごみ収集事業」を開始しています。

また、本市と愛川町及び清川村で取り組んでいるごみ処理の広域化では、平成 14 年 11 月にごみ処理広域化の将来像や基本方針などを示した、「厚木愛甲ごみ処理広域化基本構想」を策定しました。さらに、12 月には「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画策定委員会」を設置し、平成 15 年 12 月に、基本計画を策定いたしました。そして、翌年の平成 16 年 4 月から、3 市町村で構成される「厚木愛甲環境施設組合」がスタートしました。

平成 17 年 4 月 1 日から、事業系のごみ処理手数料を 1 キログラム 20 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

平成 20 年 10 月 6 日から、循環型社会の形成を目指したごみ減量化・資源化新システムの全市展開に向けて、玉川地区・森の里地区・相川地区でモデル地区事業を実施しました。

平成 20 年 11 月 11 日から、せん定枝等の資源化事業の本格実施に向けた試験的事業を実施しました。

一般廃棄物の処理については、市民・事業者・行政が一体となり、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的・計画的に推進するための指針として、平成 21 年 3 月に現行の計画の内容を見直し「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

平成 21 年 6 月 1 日から、粗大ごみ収集予約のインターネット受付を開始しました。

平成 21 年 6 月 22 日から、せん定枝等資源化事業を本格的に実施しました。

平成 21 年 10 月 19 日から、平成 26 年度までにごみ減量化 30 パーセント、資源化率 35 パーセントを目標とする「ミッション 35」の達成に向け、ごみ減量化・資源化新システムを市内全域で開始しました。

平成 23 年 1 月 4 日から、全世帯を対象に一般家庭から排出される廃食用油の回収を、ごみ集積所で週 1 回実施しました。

平成 24 年 12 月 3 日にプリンターメーカー 6 社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結し、市内 8 箇所に回収ボックスを設置し、家庭用プリンターの使用済みインクカートリッジの回収を開始しました。

平成 25 年 4 月 1 日に、循環型社会の構築を更に推進するため、「厚木市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、同規則を改正するとともに、新たに「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する要綱」及び「厚木市一般廃棄物処理業の許可等に関する事務取扱要綱」を制定し、市民・事業者・市のそれぞれの役割を明確化するとともに、事業者について、ごみの適正処理のルールを定めたほか、適正な受益者負担となるよう手数料を見直しました。

手数料につきましては、粗大ごみを市の施設に持ち込んだ場合の手数料を 300 円に改正するとともに、各辺の長さの合計が 300 cm を超えるたんす等 7 品目を特定粗大ごみと定め、戸別収集手数料を 1,000 円、市の施設に持ち込んだ場合を 600 円と改正しました。また、事業系のごみ処理手数料を 1 キログラム 25 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

また、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い設置していた小型家電の回収ボックスを、これまでの市内 5 箇所から全 16 公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の 20 箇所に設置を拡大しました。

一般廃棄物の処理については、市民・国体・組織・事業者・行政が連携・協働して取組を推進し、循環型社会を実現するための指針となる、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間 平成 27 年度～平成 32 年度）を策定しました。

2 年度別ごみ処理等の実績

(1) ごみの処理量

■可燃ごみ

直営収集と直接搬入事業系・駅前
の合計

■不燃ごみ

ガラス、金物と電池・蛍光灯の
合計

単位: t

年度	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ		計
	本市	他市受入		本市	他市受入	
24	56,517	1,109	1,339	2,324	69	61,358
25	56,059	10,289	1,335	1,690	60	69,433
26	55,963	10,557	1,226	1,611	68	69,425
27	56,096	10,613	1,273	1,640	66	69,688
28	55,810	9,883	1,224	1,704	68	68,689

(2) 組成別可燃ごみの割合

年度	紙・布類	合成樹脂	草木類	厨芥類	その他
24	44.3%	23.5%	9.7%	17.2%	5.3%
25	47.1%	21.4%	7.0%	16.3%	8.2%
26	46.0%	23.3%	4.8%	17.1%	8.8%
27	37.5%	23.6%	9.3%	21.5%	8.1%
28	42.7%	23.6%	7.8%	19.1%	6.8%

■厨芥類 台所から出るごみ（残飯）

※ごみ質は、法律に基づき年4回以上の測定が義務付けされており、このデータは、平均値です。

※表中の値は、乾きベース（水分を蒸発させた重量の割合です。）

(3) 動物の死体処理件数

単位：匹

年度	犬	猫	その他	計
24	197	1,045	312	1,554
25	177	1,089	288	1,554
26	166	1,153	258	1,577
27	156	1,174	271	1,601
28	130	1,031	324	1,485

(4) 不燃ごみの中からの資源化量の比較

単位：t

年度	鉄シュレッダー	アルミシュレッダー	鉄類	不燃ごみ資源化	計
24	925.96	41.99	52.54	423.06	1,443.55
25	801.82	42.05	44.12	269.17	1,157.16
26	710.65	48.86	33.78	201.01	994.30
27	795.06	44.27	24.12	172.66	1,036.11
28	805.82	53.92	17.48	127.94	1,005.16

■鉄シュレッダー

金物、粗大ごみを破碎した際に磁石によって回収される鉄を中心とした有価物

■アルミシュレッダー

金物、粗大ごみを破碎した際に選別されるアルミを中心とした有価物

■鉄類

不法投棄等により搬入された鉄類のうち、破碎処理できない鉄製有価物

■不燃ごみ資源化

平成22年度より不燃ごみ（瀬戸物、リサイクル出来ないガラス類等）を外部委託により資源化处理

3 ごみの減量化及び資源化対策

私たちの豊かな日常生活は大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の中で営まれており、廃棄物の量は年々増大し、質的にも変化をもたらしています。特に、資源の大部分を海外に依存している我が国においては、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量化・資源化に興味を深め、自ら行動することが極めて重要な課題であります。

本市では、貴重な資源の確保と良好な生活環境を保全するため、環境に配慮した「循環型社会」の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化を推進するため、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」及び「分別収集計画」に基づき、次の事業を実施しています。

資源回収事業の推進

- ① 資源物回収事業
- ② せん定枝等資源回収事業
- ③ 廃食用油回収事業
- ④ インクカートリッジの回収
- ⑤ 小型家電の回収

ごみ減量化・資源化事業の推進

- ① ごみ減量化・資源化推進啓発活動
- ② ごみの展開検査
- ③ 食品ロスの削減に係る啓発活動
- ④ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化
- ⑤ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布
- ⑥ 3010（さんまるいちまる）運動の推進
- ⑦ 市民ふれあいマーケットの開催
- ⑧ 「資源とごみの正しい出し方」全面改訂版の全戸配布による分別の徹底（平成 28 年度実施）

啓発事業の推進

- ① ごみ減量・資源化推進啓発活動に関する各種イベントの開催
- ② 地域住民(市民)への説明会等の開催
- ③ 広報・ホームページ等を利用した周知・啓発

その他ごみの減量化・資源化に関する調査・研究

(1) 資源回収事業の概要**ア 資源物回収事業**

循環型社会の形成を目指し、平成21年10月から、新たにプラスチック製容器包装の資源回収、資源とごみの排出場所の統一、収集回数の変更をしました。

回収品目	紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装
実施地区	15地区（市内全域）

イ せん定枝等資源回収事業

せん定枝等の資源化を図るため、平成21年6月から資源回収（戸別）を実施し、平成23年10月から環境センターに持ち込まれたせん定枝についてもコンテナを設置し資源回収を実施しました。

回収品目	せん定枝・刈り草・落ち葉・雑草など
実施団体	15地区（市内全域）

ウ 廃食用油回収事業

廃食用油の資源化を図るため、平成23年1月から全世帯を対象に資源回収（ごみ集積所）を実施しました。

回収品目	廃食用油
実施団体	15地区（市内全域）

エ インクカートリッジ回収事業

インクカートリッジの資源化を図るため、平成25年1月からプリンターメーカー6社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市内公共施設8箇所で、インクカートリッジの回収を実施しました。

回収品目	インクカートリッジ
設置場所	市役所本庁舎、市役所第2庁舎、ヤングコミュニティセンター、総合福祉センター、環境センター、本厚木及び愛甲石田駅連絡所、中央図書館

オ 小型家電回収事業

小型家電の資源化を図るため、環境センターへの持ち込まれた携帯電話（平成23年7月から実施）と小型家電（平成24年1月から実施）の資源化に加え、平成25年6月から市内公共施設5箇所で、小型家電の回収ボックスを設置し、平成27年2月から全16公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の20箇所に設置を拡大し、対象品目についても10品目から28品目に増やしました。

回収品目	小型家電
設置場所	市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所、全16公民館

カ 事業別資源回収実績

単位：t

事業年度	資源回収	地区別資源分別回収	せん定枝資源回収	廃食用油回収	集 団資源回収	廃 食 油回収 (集団)	個人情報紙資源回収	市施設資源回収	オフィス町内会	酒販組合びん回収	計
24	16,489	—	2,598	33	—	—	—	172	43	—	19,292
25	15,855	—	2,620	33	—	—	—	135	49	—	18,692
26	15,313	—	2,792	35	—	—	—	112	39	—	18,291
27	15,053	—	3,003	38	—	—	—	154	33	—	18,281
28	14,205	—	3,314	39	—	—	—	270	25	—	17,853

※ 廃食用油の比重は0.9

※ 個人情報紙資源回収は平成20年度から市施設資源回収に含む。

キ 平成28年度資源回収 品目別回収量及び比率

単位：t

事業品目	資源回収	せん定枝資源回収	廃食用油回収	集 団資源回収	廃 食 油回収 (集団)	市施設資源回収	オフィス町内会	品目別合計	品目別比率
段ボール	2,057	—	—	—	—	36	19	2,112	11.83%
新聞	1,131	—	—	—	—	17	1	1,149	6.43%
雑誌	2,038	—	—	—	—	85	3	2,126	11.91%
紙パック	94	—	—	—	—	—	—	94	0.53%
その他紙類	2,280	—	—	—	—	98	2	2,380	13.33%
布類	988	—	—	—	—	—	—	988	5.54%
缶類	3,374	—	—	—	—	3	—	3,380	18.93%
生きびん		—	—	—	—	—	—		
カレット		—	—	—	—	2	—		
ペットボトル		—	—	—	—	1	—		
プラ製容器包装	2,243	—	—	—	—	3	—	2,246	12.58%
せん定枝	—	3,314	—	—	—	—	—	3,314	18.56%
廃食用油	—	—	39	—	—	25	—	64	0.36%
生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	0	0%
計	14,205	3,314	39	—	—	270	25	17,853	100.0%

※ 市施設回収については、学校給食センターで廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として資源化しました。

※ 小数点以下を四捨五入したため、実際の収集量に差が生じています。

※ 表のほか、インクカートリッジの回収は93kg(4～9月分)、小型家電の回収は2,190kgです。

ク ごみ減量化・資源化推進交付金

年度	交付金総額	交付団体数
28	40,582,100 円	218 団体

(2) ごみ減量化・資源化事業の概要

ア ごみ減量化・資源化推進啓発活動

適正な分別を推進するための啓発活動を実施しました。

○周知・啓発活動の実施

実施内容	<p>【自治会長等説明会】平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月、20 回、333 人</p> <p>【地域団体等説明会（市内大学 外）】1 回、11 人</p> <p>【環境学習会・施設見学会等】3 回延べ 87 人</p> <p>【広報あつぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 6 月 1 日号（環境月間・「環境にやさしい行動」を募集） ・平成 28 年 6 月 15 日号（学び・取り組むエコライフ） ・平成 28 年 9 月 15 日号（せん定枝戸別回収） ・平成 28 年 10 月 1 日号（3R 推進月間「もったいないでごみ減量」） ・平成 28 年 11 月 1 日号（11 月は不法投棄撲滅強化月間） ・平成 28 年 12 月 15 日号（3010 運動にご協力を） ・平成 29 年 3 月 1 号（「資源とごみの正しい出し方」をリニューアル） <p>【メディア等での放映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市広報番組「あつぎ元気 Wave 10 月」（ケーブルテレビ） 10 月は 3R 推進月間（生ごみ処理機の活用） ・厚木市広報番組「あつぎ元気 Wave 12 月」（ケーブルテレビ） 忘年会・新年会シーズン 3010 運動に参加しよう ・テレビ朝日「スーパーJチャンネル」3010 運動について 平成 28 年 12 月 20 日（火）17:00～18:00 ・あつぎビジョン 「もったいない運動」（工芸大学生制作） ・デジタルギャラリー 「3010 運動」に参加しましょう！ <p>【チラシ及び啓発物品による啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R 推進月間（駅前での啓発・公共施設へのチラシの配架） ・自治会会議・各イベント等での啓発チラシの配布 ・学生向け（市内大学が斡旋している不動産会社及び市内 5 大学及び東京工芸大学内学生生協）及び単身世帯向けの啓発チラシ及び資源とごみの正しい出し方ガイドの配布（不動産会社） ・3010 運動啓発物品の配布 ・平成 28 年度ごみ対協ニュースの配架等
------	--

イ ごみの展開検査

集積所に排出されたごみの混入状況を確認し、課題を把握することを目的に、ごみの展開検査を実施しました。

○ごみの展開検査の実施

実施内容	<p>【調査日】平成28年7月</p> <p>【調査区分】アパート中心地域（依知南地区3箇所）</p> <p>【調査対象】もえるごみ</p> <p>【混入物の割合】45.65%</p> <p>【主な混入物】不適正割合のうち、27.18%が自動車用ホイールやエンジンオイル等でした。そのほか紙類とびん類の混入が多く、次いで布類の混入がありました。せん定枝の排出も目立ち、不適正割合のうち、5.01%を占めました。</p>
実施内容	<p>【調査日】平成28年11月</p> <p>【調査区分】一戸建て中心地域（小鮎地区3箇所）</p> <p>【調査対象】もえるごみ</p> <p>【混入物の割合】25.35%</p> <p>【主な混入物】不適正割合のうち、20.4%がせん定枝でした。また、ホース等の不適正排出物が3.14%と多く、そのほか紙類が0.82%、布類が0.75%と1%未満でした。缶類やびん類、金物等もえないごみについては分別が徹底されており、多い項目でも0.05%でした。</p>
実施内容	<p>【調査日】平成29年2月</p> <p>【調査区分】依知南地区2箇所</p> <p>【調査対象】もえるごみ</p> <p>【混入物の割合】29.48%</p> <p>【主な混入物】不適正割合のうち、紙類が8.23%と最も高い数値でした。次いでせん定枝が5.74%、自動車部品等が5.41%、プラスチック製容器包装が4.28%でした。プラスチック製容器包装では、食品トレイや緩衝材が目立ちました。</p>

ウ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び食品ロス削減に係る啓発活動

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会形成の形成に向け、減量化、資源化を推進するため、平成 27 年度のごみの展開検査等で混入の多かった紙類（雑がみ）について重点的に資源の排出方法に係る啓発活動を実施しました。

また、食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）を削減するため、3010（さんまるいちまる）運動を開始し、ホテル・旅館・飲食店等の宴会時の食べ残しを減らすための取組を実施しました。また、家庭での食品の計画的な購入と計画的な消費について重点的に啓発活動を行いました。

（ア）紙類（雑がみ）に係る啓発活動

平成 27 年度に「紙類」の分別を促進するため、古新聞で作製した「雑がみ回収袋」を、モデル地区において配布した結果、前年同月との比較で回収量が増加したことから、平成 28 年度に、雑がみ回収袋の見本を、啓発用として市内全戸に配布しました。また、施設見学会（一般）において、紙類分別クイズ及び古紙を資源化している施設の見学を行いました。

回収実績	平成 28 年 2 月 6,270 kg （平成 27 年 2 月 5,760 kg）
------	---

（イ）プラスチック製容器包装に係る啓発活動

各種イベントにおいて、プラスチック製容器包装のリサイクル啓発チラシを配布しました。引き続き周知啓発を行っていきます。

（ウ）せん定枝等資源化に係る啓発活動

せん定枝を資源として戸別収集を開始してから約 7 年が経過し、環境センターでのコンテナ回収や一部地域で集団回収を行い回収量も増加しています。しかし、「もえるごみ」としてごみ集積所に出されるせん定枝等が多いことから、広報あつぎ、市ホームページ等でさらなる協力を呼びかけました。引き続き周知啓発を行うとともに、ごみ集積所に出されるせん定枝の対応を検討し資源化を推進していきます。

（エ）食品ロス削減に係る啓発活動

平成 28 年 9 月から「3010（さんまるいちまる）」運動を開始しホテル・旅館・飲食店等の宴会時の食べ残しを減らすための取組を実施しました。また、夏休み親子リサイクル施設見学会では「エコ・クッキング」を体験し、食品残渣を豚の飼料にリサイクルしている施設の見学を行い、家庭での食品の計画的な購入と計画的な消費について周知・啓発を行いました。

3010 運動参加店	22 店舗
------------	-------

(オ) その他啓発活動

a ごみ対協ニュース（3月15日発行）の発行

ごみ減量化・資源化等に関する内容を掲載し、自治会へ回覧（公民館便りと併せて回覧）及び、公共施設への配架を行いました。

掲載内容	厚木市ごみ対策協議会 前場政行会長あいさつ もったいないでごみ減量 『3010 運動』に参加しよう 紙類のリサイクル 超高齢化社会に対応したごみ収集方法等に関するワークショップ エコ・クッキングと食品リサイクル 平成28年度ごみ減量リサイクル標語・ポスター入賞作品の紹介
------	---

b 啓発ちらしの配布

戸別ポスティング 421 枚

イベント等 5,311 枚

学生への啓発・単身者への啓発 1,623 枚

（市内不動産会社 185 社及び市内5大学及び大学生協）

c 自治会等説明会

20 回

d 市民ふれあいマーケット

平成28年6月、9月、11月、平成29年3月

e 個人情報紙資源回収事業

個人情報などが記載されていることから、資源分別回収に出しにくい個人情報紙の資源化を目的として、公民館等にシュレッダーを設置して資源回収する事業を実施しました。

設置場所	地区公民館（上荻野分館を含む16館）・環境センター
------	---------------------------

エ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布

分別されずに排出されることが多い集積所の周辺の住宅に、正しい分別方法を詳しく記載した啓発チラシを配布しました。

○正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布

実施期間	平成28年4月～平成29年3月
実施内容	421枚

(3) 啓発事業の概要**ア 3R推進月間**

平成28年10月3日（日）から10月31日（月）

実施事業	市役所本庁舎への懸垂幕掲示 寿町歩道橋への横断幕掲示 市役所本庁舎 のぼり旗の設置 駅前での啓発活動（平成28年10月7日（日）に実施）
------	---

イ リサイクル体験学習

市と厚木市ごみ対策協議会では、資源分別やリサイクルに対する理解を深め、積極的にごみの減量・リサイクルに取り組んでもらうことを目的に、富士通株式会社の方を講師にお招きし、市民交流プラザ（アミューあつぎ）ルーム606・607において、パソコンを分解し、各部品がどのようにリサイクルされるかを学習しました。

実施日	リサイクル教室内容	参加人数
平成28年8月8日（月）	パソコン分解を通して学ぶ私たちの3R	20人

ウ 夏休み親子リサイクル施設見学会

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会の形成への意識を高め、ごみの減量及び資源化の理解を深めることを目的として、環境にやさしいエコ・クッキングを体験し、事業者から食品残渣を受け入れ、リサイクルを行っている㈱日本フードエコロジーセンターを見学しました。

実施日	第1回 平成28年7月25日（月）、第2回 平成28年8月18日（木）
場所	① 厚木ガス株式会社 （厚木市中町3-13-6） ② 株式会社日本フードエコロジーセンター （相模原市中央区田名塩田1-17-13）
参加人数	第1回 19人（うち保護者9人）、第2回 23人（うち保護者10人）

エ リサイクル施設見学会

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会の形成への意識を高め、ごみの減量及び資源化の理解を深めることを目的として、株式会社金澤紙業の方を講師としてお招きし、紙類分別クイズを実施し、市内で収集された紙類の資源化施設を見学しました。

実施日	平成 28 年 12 月 6 日 (火)
場所	① 紙類分別講習会 (グループワーク) 講師 株式会社金澤紙業 (神奈川県厚木市船子 42 番地 1) ② 王子マテリア株式会社 富士工場 (厚木市上依知 2861-1)
参加人数	25 人

オ ごみ減量リサイクル標語・ポスター

ごみの減量及び資源の有効利用に対する意識と理解を広く市民に訴えるとともに、ごみの減量、リサイクルの大切さを考える機会を持ってもらうことを目的として実施しました。

応募対象	市内在住の小・中学生
応募数	1,242 点 (標語の部 631 点、ポスターの部 611 点)
表彰数	54 点 (市長賞 6 点、会長賞 6 点、教育長賞 6 点、優秀賞 18 点、佳作 18 点)
表彰式	本庁舎 4 階大会議室
掲示場所 及び期間	表彰式 平成 28 年 11 月 6 日 (日) あつぎロードギャラリー 平成 28 年 11 月 16 日 (水) ~ 12 月 14 日 (水)
その他 掲示	【公民館まつり等での展示】 森の里公民館、南毛利公民館、厚木南公民館、相川公民館 【ごみ集積所及び掲示板等でのごみ減量リサイクルポスターの写しの展示】 534 枚 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

カ ごみ減量化・資源化講習会

ごみ減量化・資源化の推進を図るためごみ処理とリサイクルの現状等について講習会を実施しました。

実施日	内容	参加人数
平成 28 年 4 月 16 日 (土)	神奈川工科大学	61 人
平成 28 年 5 月 8 日 (日)	東京農業大学 学生寮	21 人
平成 28 年 8 月 7 日 (日)	厚木ユネスコ協会	12 人

キ 市民ふれあいマーケット（後援事業）

限りある資源の有効活用とリユース（再使用）を推進するため、市民ふれあいマーケット実行委員会が、厚木中央公園においてフリーマーケットを実施しました。

実施日	出店店舗	来場者
平成28年 6月 12日（日）	120 店舗	2,000 人
平成28年 9月 25日（日）	99 店舗	2,000 人
平成28年 11月 20日（日）	126 店舗	2,000 人
平成29年 3月 12日（日）	123 店舗	2,000 人

※「3R」とは、ごみを減らすためのキーワードです！

REDUCE（リデュース）～ まずは出てくるごみをできるだけ減らす ～

・マイバッグで買い物 ・過剰包装は断る。 ・はかり売りを利用する。 ・使い捨て商品の見直し



REUSE（リユース）～ 使える物はできるだけ繰り返し使う ～

・修理してもう一度使 ・詰め替え商品を利用する。 ・別な用途を考える。 ・フリーマーケットなどを活用する。



RECYCLE（リサイクル）～ 資源として再生利用できるよう分別して出す ～

・お店の店頭回収に出す。 ・資源集積所に出す。 ・分別ルールを守る。



4 ごみの不法投棄対策

不法投棄は、美観を損ねるだけではなく環境汚染の原因にもなることから、投棄物の早期撤去を図っています。

また、県と市による一斉パトロール、職員による定期的なパトロール、郵便局員や新聞配達員等による情報提供を実施するとともに、多発箇所には不法投棄防止看板や不法投棄監視装置を設置するなど未然防止に努めています。

なお、投棄物中に証拠品が発見された場合は、警察と協力して投棄者の摘発に努めています。

(1) 不法投棄物処理量

年度	24	25	26	27	28
処理件数(件)	374	309	341	292	375
処理量(t)	15.13	13.41	13.51	14.64	15.44

(2) 平成28年度不法投棄物の種類別処理量及び比率

種類	処理量	比率
建築廃材	1.40 t	9.07%
家の解体ごみ	0.13 t	0.84%
厨芥・雑芥	0.88 t	5.70%
不燃物	2.10 t	13.60%
廃プラスチック類	0.70 t	4.53%
ゴム類	0.79 t	5.12%
家具類	2.61 t	16.90%
家電製品	0.80 t	5.18%
自転車・バイク	1.92 t	12.44%
自動車	0.00 t	0.00%
その他	4.11 t	26.62%
計	15.44 t	100.00%

(3) 職員による不法投棄パトロール

ごみ不法投棄の早期発見及び未然防止を図り、不法投棄のされにくい環境を創出することを目的として、職員によるパトロールを実施しました。

パトロール日数	227日
---------	------

(4) 不法投棄監視カメラの設置

県と市による一斉パトロール、不法投棄監視員による監視活動を実施していますが、人目につかない場所へ時間帯を問わず投棄されるため、不法投棄の監視強化と防止を図ることを目的として設置しました。

年度	設置箇所数	設置台数
24	18 箇所（移設あり）	18 基（新設なし）
25	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
26	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
27	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
28	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）

5 事業系一般廃棄物（事業ごみ）の適正処理

(1) 事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導

事業系ごみの適正処理及び減量化・資源化を目的として、環境センターに搬入される事業系一般廃棄物について、内容物検査を実施し、その結果に基づき、排出事業者への戸別訪問（41 事業所）による啓発及び指導を実施し、事業系ごみの適正処理に向けた周知徹底を図りました。

また、事業者へごみの適正排出を周知徹底させるため、警備会社によるごみ集積所等の監視業務委託を実施（7 箇所・20 日間）し、事業系ごみのより一層の減量化・資源化を推進するため、N T T 職業別電話帳に登録されている市内事業所（6,717 事業所）に対し、適正処理に向けた文書による啓発を行いました。

(2) 多量排出事業所の指導

厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則改正に伴い、多量排出事業者（年間 36t 以上の排出事業者）に「廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、多量排出事業者（65 事業所）へのごみ減量化・資源化促進状況の調査を行いました。

事業系一般廃棄物処理量

年度	24	25	26	27	28
搬入量（t）	20,409	20,135	20,755	19,996	19,907

6 一般廃棄物処理業

本市では、事業活動に伴って排出された一般廃棄物は、市が許可した一般廃棄物処理業者が収集運搬等を行っています。

法の規定により、市内において一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者からの申請に基づき、許可を行いました。

(1) 新規及び更新許可申請の受理及び審査

許可業者数(収集・運搬業)	13社
許可業者数(処分業)	3社(うち新規1社)

※ 平成29年3月31日現在の許可業者数

許可業者数(収集・運搬業)	65社
許可業者数(処分業)	7社

(2) 一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査

検査実施回数	275回
検査実施台数	5,067台

※回収量、処理量等の平成28年度数値は速報値です。